

## 7. 参考資料

### 7-1. 地域水ネットワーク再生事業

- 1) 事業実施要綱
- 2) 事業実施要領

### 7-2. 環境用水の取扱いに関する通知

- 1) 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月国土交通省河川局）
- 2) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 4 年 8 月 31 日建設省河川局）
- 3) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 12 日建設省河川局）

### 7-3. 関係法令・通知等

#### 1) 土地改良法関係

	法令・通知名	内容
①	土地改良法第 57 条	土地改良区が管理すべき施設について
②	土地改良法第 94 条	農林水産大臣が管理・処分すべき土地改良財産について
③	土地改良法第 94 条の 4 の 2	農林水産大臣が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
④	土地改良法第 94 条の 6 第 1 項	農林水産大臣が都道府県に土地改良財産の管理を委託することについて
⑤	土地改良法第 94 条の 10	都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設の管理を都道府県が土地改良区等に委託することについて
⑥	土地改良法第 96 条の 4（準用規定）	
⑦	土地改良法施行令第 58 条	土地改良施設の管理受託者に対する善良な管理の義務について
⑧	土地改良法施行令第 59 条	土地改良財産の管理者受託者が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
⑨	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 5	土地改良財産の他目的使用等の場合の使用料の算定手法等について
⑩	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 8	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の要件および対価の算定手法等について
⑪	土地改良財産取扱規則第 11 条	都道府県又は土地改良区等が農林水産大臣より管理を受託した土地改良財産の他目的使用等にかかる申請について

⑫	土地改良財産取扱規則第 12 条	農林水産大臣の管理する土地改良財産の他目的への使用等にかかる申請について
⑬	土地改良財産取扱規則第 22 条の 3	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の申請について

## 2) 河川法関係

	法令・通知名	内容
①	河川法第 2 3 条	河川（1 級河川および 2 級河川）における流水の占用の許可について
②	河川法第 2 4 条	河川区域内の土地の占有の許可について
③	河川法第 2 6 条第 1 項	河川区域内における工作物の新築等の許可について
④	河川法第 2 7 条第 1 項	河川区域内における土地の掘削等の許可について
⑤	河川法施行規則第 1 1 条	水利使用等に関する許可申請に必要な書類等について
⑥	河川法第 38 条	水利使用の申請があった場合の通知について
⑦	河川法施行令第 21 条	河川に関し権利を有する者について
⑧	河川法第 53 条	渇水時における水利使用の調整について

## 3) 土地改良法以外の財産関係の法令

	法令・通知名	内容
①	地方自治法第 237 条	普通地方公共団体の財産の管理及び処分について
②	地方自治法第 238 条	公有財産の範囲及び分類について
③	地方自治法第 238 条の 4	行政財産の管理及び処分について
④	国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項	行政財産の処分等の制限について
⑤	国有財産法第 19 条	準用規定について
⑥	国有財産法第 22 条第 1 項	普通財産の無償貸付について

#### 4) 環境に関する法令・基準

	法令・通知名	内容
①	農業用水質基準（農林水産技術会議 昭和46年10月4日）	水稻に被害を与えない限度濃度を考慮して定めた汚濁物質別の基準値（法的効力はない）
②	環境基本法第16条	政府が定めるべき環境上の条件（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音）に関する基準について
③	水質汚濁に係る環境基準について （昭和46年12月28日環境庁）	環境基本法第16条に基づき規定される水質汚濁に関する環境基準
④	水産用水基準（水産資源保護協会）	水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うための水質基準
⑤	水質階級と指標生物の生息範囲 （環境省）	環境省が実施している河川の水質状況調査に使用する水質と指標生物の関係

#### 5) その他

	法令・通知名	内容
①	国家賠償法第2条第1項	国および公共団体による造営物の設置又は管理に関する責任について
②	民法第717条	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任について

## 7-1. 地域水ネットワーク再生事業

### 1) 事業実施要綱

#### 地域水ネットワーク再生事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第1811号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1616号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産事務次官

#### 第1 趣旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

また、用水の取得・再生については、事例が少ないことから、取得・再生までに必要な情報が不足している状況にあるため、用水の取得・再生等に係る河川協議、地元調整上の課題等を検討、分析し、対処方針の策定等を行うとともに、その成果を整理・標準化し、全国に広く波及させる。

#### 第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

##### 2 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

### 第3 事業実施主体

- 1 第2の1の用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 第2の2の情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

### 第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### 1 用水施設整備等事業

(1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。

イ 取得・再生する用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。

(2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。

ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。

イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。

ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

#### 2 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

### 第5 事業実施期間等

- 1 用水施設整備等事業の採択期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。
- 2 情報分析事業の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

## 第6 事業実施手続

### 1 用水施設整備等事業

- (1) 知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の1月末日までに事業採択申請書に次に掲げるものを添えて、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 地域水ネットワーク再生事業計画書

イ 地域水ネットワーク再生事業計画概要書

ウ 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

エ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

- (2) 地方農政局長等は、(1)の規定による申請を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めたときは、知事にその旨を通知するものとする。なお、団体営事業にあつては、採択の通知を受けた知事は、団体営事業を実施しようとする者にその旨を通知するものとする。

### 2 情報分析事業

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長及び地方農政局長等が別に定める公募要領により応募申請を行うものとする。

## 第7 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、第6の規定により採択された事業について、次のいずれかに該当する場合には、事業計画の変更を行うものとする。なお、団体営事業にあつては知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 物価又は労賃の変更によるものを除く総事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- 2 知事は、1の事業計画の変更を行ったとき又は団体営事業の事業計画の変更を承認したときには、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 助成

- 1 国は、本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に助成するものとする。

- 2 国は冬期湛水に対応した施設整備により増嵩する経費に対し、別に定めるところにより、促進費を交付するものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

- 1 都道府県営事業を実施する知事は地方農政局長等に、団体営事業の事業実施主体は知事に、それぞれ、毎年度事業実施結果等を報告するものとする。
- 2 知事は、1の規定により団体営事業の事業実施主体から報告を受けたときは、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 3 公募団体の代表者は、毎年度、事業実施結果を農村振興局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

## 第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

## 第11 附則

平成20年度および平成21年度における事業採択申請書等の提出期限は、第6の1の(1)の規定にかかわらず、平成21年2月末日とする。

別表

事 業 内 容
1 用水施設整備等事業
(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備
ア 用水の需要調査
イ 試験通水等による協議、操作管理等調整
ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備
(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備
ア 浄化水路整備
イ 曝気施設等の浄化施設整備
(3) 用水の利活用に必要な施設整備
ア 環境との調和に配慮した水路整備
イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
ウ その他用水の利活用に必要な施設整備
(4) 冬期湛水に資する調査、調整
2 情報分析事業
(1) 用水に関する分析
(2) 取水規定、財産、維持管理等の検討
(3) 費用便益分析

## 2) 事業実施要領

### 地域水ネットワーク再生事業実施要領

平成20年4月1日付け19農振第1812号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1617号

各 地方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

殿

(農林水産省) 農村振興局長

#### 第1 趣旨

本事業は、地域水ネットワーク再生事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1811号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

#### 第2 事業内容

要綱第2の別表の1の(2)及び(3)にあつては、(1)と併せて行うものとし、(2)又は(3)を単独で実施できないものとする。

#### 第3 採択要件

- 1 要綱第4の1の(1)のアの「地域」とは、次の事項が要綱第6の1の(1)のアに規定する地域水ネットワーク再生事業計画書に定められている地域をいう。
  - (1) 地域の営農特性
  - (2) 農家戸数及びその経営規模
  - (3) 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況
  - (4) 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況
  - (5) 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用
- 2 要綱第4の1の(1)のイの農村振興局長が別に定める基準とは、用水の水利使用の許可及び維持・保全管理負担の軽減が見込まれるものとする。
- 3 要綱第4の1の(2)のアの「関係機関」とは、都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等とする。

#### 第4 事業実施手続

- 1 要綱第6の1の(1)に定める事業採択申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の1の(1)のアの地域水ネットワーク再生事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第6の1の(1)のイの地域水ネットワーク再生事業計画概要書は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第6の1の(2)に定める都道府県知事への通知は、別記様式第4号によるものとする。

## 第5 事業計画の変更

要綱第7の2の地方農政局長等への報告は、別記様式第5号によるものとする。

## 第6 助成

要綱第8の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

### 1 用水施設整備等事業

#### (1) 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量及び試験費
- ウ 船舶及び機械器具費
- エ 営繕費
- オ 用地費及び補償費
- カ 工事雑費

#### (2) 事務費

### 2 情報分析事業

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給与、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

3 要綱第8の2の「冬期湛水に対応した施設整備により増嵩する経費」（以下「増嵩経費」という。）とは、冬期湛水を実施するための施設整備費用であり、冬期湛水を実施しない場合の本事業による施設整備費用と比較して掛かり増しとなった事業費とする。

4 要綱第8の2の「促進費」は、増嵩経費の100分の20相当とする。

## 第7 事業実施状況の報告

要綱第9に定める報告は、次により行うものとする。

- 1 要綱第9に定める農村振興局長又は地方農政局長等への報告は、別記様式第6号により事業実施年度の翌年の6月末日までに提出するものとする。
- 2 用水施設整備等事業について、用水の水利使用の許可を受けた年度の報告にあつては、事業実施主体は、1の報告に用水の水利使用規則及びその参考資料（以下「水

利使用規則等」という。)を添えて提出するものとする。なお、事業実施最終年度までに用水の水利使用の許可を受けていない場合にあつては、事業実施主体は事業実施最終年度に1の報告に申請段階の用水の水利使用規則等を添えて提出し、事業実施終了後に用水の水利使用の許可を受け次第、速やかに用水の水利使用規則等を提出するものとする。

(別記様式第1号)

地域水ネットワーク再生事業採択申請書

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第6の1の(1)の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく、関係書類を添えて申請します。

記

都道府県名	地区名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

(別記様式第2号)

## 地域水ネットワーク再生事業計画書

### 第1章 地域と農業水利施設等の概要

#### 第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

#### 第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

#### 第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

### 第2章 事業の基本方針

#### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

#### 第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

#### 第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

### 第3章 事業計画の内容

#### 第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

#### 第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

#### 第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

#### 第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

#### 第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

#### 第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

地域水ネットワーク再生事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村	事業実施主体	事業概要	千円			
				工期	総事業費			
水系河川名				取得・再生する目的				
事業名				水利権者				
事業主体				水利施設				
工期				施設財産所有者				
受益面積 (ha)				施設管理者				
受益戸数				その他事項 (通水量、期間等)				
現況土地改良施設の整備状況				負担区分 (千円)				
農用水利施設				区分	国費	県費	市町村	その他
水利権者				用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備				
水利施設				農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備				
許可期間				用水の利活用に必要な施設整備				
最大通水量 (m <sup>3</sup> /s)				計				
水利権調整状況				施設名	数量	事業費 (千円)	諸元等	
図面等				施設整備内容				
1. 計画位置図								
2. 一般計画平面図								
3. 計画用排水系統図								

(別記様式第4号)

地域水ネットワーク再生事業採択通知書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省地方農政局長 名  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府県名	地区名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

(別記様式第5号)

地域水ネットワーク再生事業計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名

(都道府県営事業)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業〇〇地区について、事業計画の変更を別紙の内容で行つたので報告する。

(団体営事業)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業〇〇地区について、事業計画の変更を別紙のとおり承認したので報告する。

(別記様式第5号の別紙)

地区名		局名		事業実施主体	
事業名				所在地	
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画	変更計画	増△減	備考	
事業費					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

(別記様式第6号)

平成〇〇年度 地域水ネットワーク再生事業実施結果報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道・公募団体にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名  
〔公募団体にあつては、住所〕  
〔団体名〕  
〔代表者名〕

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第9の規定により、下記のとおり事業実施結果について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び地域水ネットワーク再生事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書  
(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
情報分析事業費				
計				